

子どもの家福祉会

令和6年度事業計画書

1. 運営方針

- (1) 幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・小規模保育事業の教育・保育要領に基づき、それぞれの子どもの最善の利益を考慮した教育・保育を行う。
- (2) 保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、実現の可否に関わらず、その対応について説明を行う。
- (3) 子どもの安全の確保、健康の保持及び衛生の保持について細心の注意を払う。
- (4) 関係機関との連携・努力に努める。
- (5) 自治会と連携をとり、地域の一員として積極的に活動に参加する。
- (6) 教育及び保育内容などの情報開示に努める。
- (7) 施設の運営状況や財務状況を必要に応じて、法人ホームページで情報公開を行う。
- (8) 法人として、適正な経営管理、財務管理を行い、施設運営の透明性を高める。

2. 施設の詳細

幼保連携型認定こども園 播磨灘こども園事業計画

所 在 地 姫路市広畠区才850番地1
定 員 169名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 27名

幼保連携型認定こども園 野の花こども園事業計画

所 在 地 明石市二見町西二見216番地
定 員 70名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 19名

幼保連携型認定こども園 加古のうみこども園事業計画

所 在 地 加古川市別府町中島町7番地
定 員 210名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 32名

幼保連携型認定こども園 加古川こども園事業計画

所 在 地 加古川市加古川町木村196番地の3
定 員 160名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 38名

幼保連携型認定こども園 本山北町あすのこども園事業計画

所 在 地 神戸市東灘区本山北町3丁目2番28号
定 員 160名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 33名

認定こども園 高野口こども園事業計画

所 在 地 橋本市高野口町向島 166番地
定 員 180名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 31名

幼保連携型認定こども園 加古のみやこども園事業計画

所 在 地 加古川市神野町西条 481
定 員 130名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 23名

小規模保育 あすの乳児ルーム事業計画

所 在 地 神戸市東灘区本山南町8-6-26
定 員 19名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 7名

認定こども園 橋本こども園事業計画

所 在 地 橋本市東家2丁目1番23号
定 員 156名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 34名

幼保連携型認定こども園 向陽台あすのこども園事業計画

所 在 地 川西市向陽台3丁目11-64
定 員 117名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 23名

幼保連携型認定こども園 浜風あすのこども園事業計画

所 在 地 芦屋市浜風町1番地2号
定 員 200名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 38名

幼保連携型認定こども園 明石あすのこども園事業計画

所 在 地 明石市大久保町ゆりのき通2丁目50-3
定 員 210名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 41名

幼保連携型認定こども園 海岸通りあすのこども園事業計画

所 在 地 明石市中崎1丁目2番27号
定 員 132名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 29名

保育所型認定こども園 子どもライブラリー事業計画

所 在 地 姫路市田寺8丁目172
定 員 120名（令和6年4月1日）
職 員 人 数 20名

3. 教育・保育理念・方針・目標

教育・保育理念

- ◆ 子どもの権利を尊重し、子どもが豊かに生きることのできるこども園を創る

教育・保育方針

- ◆ 生きる力を育てる — 子どもの自主性を生かす —
- ◆ 子ども理解 — 細かくではなく、深く理解する —
- ◆ 家庭・子ども相談支援 — 親のカウンセリング —

教育・保育目標

- ◆ 自分で考え判断できる子ども
- ◆ 自己管理できる子ども
- ◆ 思いやりのある子ども

4. 法人基本理念・方針・目標について

法人基本理念

- ◆ 子どもの生きる力を尊重する
- ◆ 子どもの人権を守り、家族の健やかな日々の生活を支援する

法人基本方針

- ◆ 地域理解を深めてネットワークづくりをする
- ◆ 地域貢献として、多様なニーズにこたえる

法人目標

- ◆ 多くの人の声を聞く
- ◆ 多様な要望に素早く行動する
- ◆ 経験・知見を全体で共有する

5. (1) 教育・保育時間

開 園 時 間	午前7時～午後7時	播磨灘こども園
		野の花こども園
		明石あすのこども園
		海岸通りあすのこども園
		加古のうみこども園
		加古川こども園
		加古のみやこども園
		高野口こども園
		橋本こども園
		浜風あすのこども園
		子どもライブラリー

	午前7時～午後8時	本山北町あすのこども園 向陽台あすのこども園
	午前7時30分～午後7時	あすの乳児ルーム

* 保育標準時間認定児・保育短時間認定児・1号認定児により、保育を必要とする時間が変わる。

(2) 教育・保育を提供する日

- * 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、祝祭日を除く
- * 警報発令時でも開園するが、子ども達の安全が確保できないと園長が判断した場合は教育・保育時間中であっても休園とし、すぐにお迎えを依頼する。具体的には該当地区への避難準備が発令された時点で、よい子ネット又は名簿管理システムでの緊急メール配信を行う。

(3) 教育・保育内容

- * デイリープログラムについては、児童の年齢に応じ保育士、保育教諭、園長及び責任者が協議して定めるが、おやつの支給、おひるね等は必ず含まれるよう配慮する。
- * 就学前の5歳児には、幼保連携型認定こども園の教育・保育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を踏まえた法人独自の「アプローチカリキュラム」を整備している。

(4) 職務内容

- ① 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- ② 副園長は、園長を補佐する。
- ③ 主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
- ④ 指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、並びに保育教諭、その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を言う。
- ⑤ 保育教諭は、園児の教育・保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- ⑥ 栄養士・調理師は、献立作成に携わり、それに基づき、給食及びおやつを調理する。
- ⑦ 学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則に基づいて、技術及び指導に従事する。
- ⑧ 学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則に基づいて、技術及び指導に従事する。
- ⑨ 学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行

規則に基づいて、技術及び指導に従事する。

- ⑩ 事務員は、総務、人事、経理、会計、管財に関する業務に従事する。

(5) 管理・責任者

法令順守責任者・・・・・・理事長
防火管理者・・・・・・各園において選任
会計責任者・・・・・・事務局長・各園の園長・責任者
会計出納職員・・・・・・事務職員・各園の主幹保育教諭・主任保育士
特定個人情報事務取扱責任者・・・・理事長・事務局長・各園の園長
苦情解決責任者・・・・・・各園の園長
苦情解決受付担当者・・・・・・責任者・各園の主幹保育教諭・主任保育士

6. 教育・保育設備

園舎の大略	
播磨灘こども園（法人本部を含む）	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建
野の花こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 3階建
明石あすのこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
海岸通りあすのこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
加古のうみこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
加古川こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
本山北町あすのこども園	鉄筋コンクリート・鉄骨造屋根地下1階付2階建
高野口こども園	鉄骨平家建
加古のみやこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建
あすの乳児ルーム	鉄骨ビルの2階の一室
橋本こども園	鉄骨 2階建
向陽台あすのこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
浜風あすのこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
海岸通りあすのこども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建
子どもライブラリー	プレハブ仮設園舎 (令和6年12月新園舎竣工予定)

7. 備品の大略

乳幼児教育の専門家が選んだ絵本・ヨーロッパの木製家具・玩具一式その他保育に必要な物品

8. 資金計画

◎播磨灘こども園及び子どもライブラリーは姫路市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄付金収入を資金とする。

- ◎野の花こども園及び明石あすのこども園及び海岸通りあすのこども園は、明石市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。
- ◎加古のうみこども園及び加古川こども園及び加古のみやこども園は加古川市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。
- ◎本山北町あすのこども園及びあすの乳児ルームは神戸市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。
- ◎高野口こども園及び橋本こども園は、橋本市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。
- ◎向陽台あすのこども園は、川西市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。
- ◎浜風あすのこども園は、芦屋市の教育・保育給付費及び特別事業費又は補助金及び経理区分間繰入金収入、寄附金収入を資金とする。

9. 法人の運営

理事長が全面的に事務を処理するが、日常の実務処理及び総括業務のため、法人事務局を設置し事務職員を置く。

事務局所在地 姫路市広畠区才850番地1

事務職員 3名

※各施設より、人件費及び若干の必要経費を出すものとする。